

# いしかわ里山みらいファンド展示会等出展支援事業助成金交付要綱

## (通則)

第1条 いしかわ里山みらいファンド展示会等出展支援事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 助成金は、いしかわ里山づくり推進協議会(以下「協議会」という。)が、いしかわ里山みらいファンド助成事業の採択を受けた事業者による国内外(県内は除く。)における展示会や見本市等への出展に係る事業に対して、その費用の一部を助成することにより、採択事業者の販路開拓・拡大を支援することを目的とする。

## (助成対象者)

第3条 助成対象者は、以下に掲げる2項目を全て満たす事業者とする。

(1) いしかわ里山みらいファンド助成事業の里山里海の地域資源を活用した生業の創出の「新商品・新サービス開発支援」若しくは「開発商品・サービスの改良・販路拡大支援」又はスローツーリズムの推進の「多様な滞在メニューの開発支援」の採択事業者

(2) いしかわ里山みらいファンド助成事業の採択事業の助成期間終了から5年以内の事業者で、採択事業を通じて開発若しくは改良した商品・サービスや滞在メニュー(以下「開発商品」という。)を展示会や見本市等に出展し、販路開拓・拡大を目指す者

## (助成対象事業等)

第4条 助成対象事業、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

| 助成対象事業                        | 助成対象経費                                                                          | 助成金の額                         |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 国内外(県内は除く。)における展示会や見本市等への出展事業 | 出展小間料、什器備品借上料、輸送費、保険料、資料(パンフレット等)作成費、印刷費、光熱水費、通信費、通訳費、雑役務費、委託費(企画制作、設計、設営装飾)、旅費 | 助成対象経費の3分の2以内。ただし、50万円を上限とする。 |

- 2 助成金は、採択事業の助成終了後5年間申請することができ、一の助成対象者への助成金の交付は、一会計年度において1回までとする。
- 3 助成金の4回目以降の申請にあたっては、採択事業で掲げた年間売上目標を80%以上達成していること。
- 4 「開発商品・サービスの改良・販路拡大支援」の助成を受けている期間は助成金に申請できない。
- 5 同一展示会等の出展経費について、国や地方公共団体等の公的な補助金等と重複して受けることはできない。

### **（助成金の交付申請）**

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添え、別途協議会会長が指示する日までに協議会へ提出しなければならない。

### **（助成金の交付決定）**

第6条 協議会会長は、前条の交付申請書の提出があったときは審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### **（助成事業の内容等の変更、中止又は廃止）**

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合はあらかじめ変更承認申請書（別記様式第3号）、または中止・廃止承認申請書（別記様式第3号の2）を協議会に提出し、協議会会長はその承認を変更承認通知書（別記様式第4号）または中止・廃止承認通知書（別記様式第4号の2）により助成事業者に対し通知するものとする。

- （1）助成金の増額を伴う助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）、または助成対象経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）をしようとするとき
- （2）助成事業を中止又は廃止しようとするとき

### **（助成事業の実績報告）**

第8条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、速やかに助成金実績報告書（別記様式第5号）を協議会に提出しなければならない。第7条の（1）に基づく助成事業の変更が承認されているときは、変更後事業実績報告書（別記様式第5号の2）を協議会に提出しなければならない。

### **（助成金の額の確定）**

第9条 協議会会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要な調査を行い、報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第7条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（別記様式第6号）を助成事業者に対し通知するものとする。

### **（助成金の交付請求）**

第10条 助成事業者は、助成金の精算払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第7号）を協議会会長に提出しなければならない。

### **（助成金の経理）**

第11条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### **(助成金の返還)**

第 12 条 協議会会長は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

### **(その他)**

第 13 条 この要綱に定めるほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 4 年 9 月 3 0 日以前に助成期間を終了した採択事業者は、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月末までの 5 年間申請可能とする。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。